

道観構第 22001-01 号
令和 4 年 4 月 5 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

「令和 4 年度 ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー観光窓口北海道モデル調査）」
の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー観光窓口北海道モデル調査）」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 4 年 4 月 11 日(月) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書（※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください）

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 参加表明〆切 | 令和 4 年 4 月 11 日(月) 17 時 |
| (2) 企画書提出〆切 | 令和 4 年 4 月 18 日(月) 17 時 |
| (3) 企画審査会 | 令和 4 年 4 月 20 日(水) 午後予定 |
| (4) 契約書の締結 | 令和 4 年 4 月下旬予定 |

5. その他

- (1) 事業に関する説明会は実施いたしません。
- (2) 本事業予算が成立しない場合は、公募の中止または、延期する場合があります。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
地域支援本部地域観光部 担当：亀山、武内

電話：011-231-0941 fax：011-232-5064

E-mail：m_kameyama@visithkd.or.jp / t_genta@visithkd.or.jp

令和4年度 ユニバーサルツーリズム推進事業
(バリアフリー観光窓口北海道モデル調査)
企画提案指示書

1. 委託業務名

「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー観光窓口北海道モデル調査）」委託業務

2. 事業目的

旅行形態の変遷に伴う道内観光に求められるニーズの多様化を受け、様々な観光シーンにおいて誰もが安全・安心に道内旅行を楽しむことができる環境を整備するため、あらゆる旅行主体にとっての障壁の認識や、道民が主体となった「おもてなし」の機運醸成により、誰にでも優しい「観光立国・北海道」としての受入体制整備の推進を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月3日（金）まで。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税等を含む）

4,200 千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) 道内バリアフリー観光調査

① 概要

高齢者・障がい者の観光需要や旅行特性の情報整理を行い、バリアフリー観光窓口のあり方を検討し、バリアフリー観光の需要喚起に繋げる。

② 内容

- ・北海道や当機構が公表している既存の統計情報または、その他の公開情報等を分析すること。
- ・不足情報はヒアリングやアンケート等により補完し、下表の調査項目について適切な統計手法にて推計値を求めること。
- ・ヒアリングやアンケート等の調査は、高齢者・障がい者を対象とした旅行商品を販売する事業者および、当事者（高齢者・障がい者）等に対して行い、現状の旅行におけるニーズ、阻害要因の調査を行うこと。あわせて、旅行市場拡大に向けたニーズ確認と阻害要因の調査を行うこと。
- ・ヒアリングやアンケートの調査項目は、既存の調査項目または、その他の公開情報にもちいられている調査項目を参考にすること。
- ・最終的には、既存の調査結果と今回調査する結果を比較可能にすること。

【表】 カテゴリー別の調査項目

カテゴリー 調査項目	高齢者 (道内・道外)	障がい者 (道内・道外)
i 旅行客数（実人数）	統計分析	－
ii 消費単価	統計分析	アンケート
費用別消費額	統計分析	アンケート
iii 総消費額（i × ii）	統計分析	－
iv 旅行形態（同行人数）	統計分析	－
vi 旅行ニーズ・阻害要因	ヒアリング	ヒアリング

（２） 先進事例文献調査・現地視察

北海道モデルの参考とするため、以下の要領により、先進地におけるバリアフリー観光案内所の受入体制について、文献調査または、必要に応じ２か所程度の現地視察を行うこと。

また、調査・視察については、施設のハード面に限らず、心のバリアフリー等の観点でソフト面や、利用促進に向けた情報発信状況も調査・視察を行い評価すること。

① 先進地（例）

沖縄県（那覇空港）、福岡県（福岡国際空港）、兵庫県（神戸市）など

② 調査方法

公開情報調査、関係者ヒアリング、現地調査（必要に応じ）など

③ 調査項目（例）

- ・ バリアフリー対応備品等の準備・サービスの拡充状況
- ・ 施設設備と改修状況
- ・ 手話、筆談対応などの人的対応の実施状況
- ・ 施設や設備、サービスに関するバリアフリー情報等の発信状況
- ・ 研修等による人材育成状況
- ・ 「心のバリアフリー」の取組状況
- ・ 対応マニュアル等の整備状況
- ・ 専門家や障がい当事者からのチェック・アドバイスの実施状況
- ・ 他の事業者との連携状況

（３） 関係者ワーキンググループの体制構築と検討会の実施

空港関係者とワーキンググループを構築して、以下のとおり利用者の窓口での受け入れに係る課題について洗い出しを行うこと。

【空港関係者（例）】

北海道エアポート（株）、北海道、主要なエアライン各社、二次交通事業者（バス、タクシー）、レンタカー各社、運輸局、大学、学識経験者、空港内での情報案内を行う事業者 等

- ① 利用者の窓口までの導線確認
- ② 窓口業務内容の検討
- ③ 空港関係者との連絡・調整体制の検討。利用者情報の収集内容と方法、関係者へのフィードバックの検討
- ④ 福祉用品レンタルや広告業務等を通じた独自採算制による運営体制
- ⑤ 利用者に対する周知広報の効果的な手法、利用者増に向けた取組の方法
- ⑥ 上記に係る必要な人員体制や設置空港の検討、空港内設置場所に係る検討
- ⑦ 将来的なバリアフリー観光窓口の横展開や車いす等の乗捨てシステムに関する検討

(4) 北海道モデルの提示

上記(1)～(3)の調査・検討の結果を考慮して、バリアフリー観光窓口について北海道における最適モデル(北海道モデル)の提示を行うこと。

(5) 事業の取組を広報するパブリシティの実施

道内の新聞、テレビ、雑誌、Web掲載等、パブリシティについて、無料・無料問わず獲得できる実施期間内で4回程度掲載されるよう活動し、この取組を広く周知すること。

(6) 事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果等に関する報告書を作成。

印刷2部及び電子データ(USBメモリ・CD-R等に格納の上)により提出のこと。

7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。

(3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接

な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- ⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

セミナー等の内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、研修等の内容は、バリアフリー観光の受入体制の整備に資するものか。

- (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

- (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

- (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

- | | | |
|-----|-------------------------------|----------------|
| (1) | 令和 4 年（2022 年）4 月 11 日（月）17 時 | 参加表明 締切 |
| (2) | 令和 4 年（2022 年）4 月 18 日（月）17 時 | 企画提案書 提出期限 |
| (3) | 令和 4 年（2022 年）4 月 20 日（水）午後 | 企画提案の審査（審査会）予定 |
| (4) | 令和 4 年（2022 年）4 月下旬 | 委託事業者決定・契約 予定 |

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和 4 年（2022 年）4 月 11 日（月）17 時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：m_kameyama@visithkd.or.jp）
とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名
⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

- (2) 提出期限 令和 4 年（2022 年）4 月 18 日（月）17 時

- (3) 提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1－1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部（担当：亀山・武内）

- （４） 提出部数 7 部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 6 部）
- （５） 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

1 1. 企画提案書作成上の留意点

- （１） 様式の規格は A 4 判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で 30 頁以内とすること。
- （２） 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去 3 年分を記載すること。
 - ② 業務実施体制
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の 1 部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。
 - ③ 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
 - ④ 見積書
費用項目の明細を記載すること。
＊交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

1 2. 企画提案に関する審査

- （１） 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。
- （２） 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- （３） 審査会時の追加資料の配付については認めない。

1 3. 留意事項

- （１） 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- （２） 提出された企画提案書は返却しない。
- （３） 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- （４） 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- （５） 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- （６） 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅

速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。

- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：亀山・武内

電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064

E-mail：m_kameyama@visithkd.or.jp / t_genta@visithkd.or.jp